

モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者の公募についての公示

令和7年8月7日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者の公募について公示します。

※ この公募は、モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者を公募するものです。空き家対策モデル事業のソフト事業、ハード事業又はソフト・ハード事業の補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名

モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業

(2) 事業目的

空き家対策の推進にあたっては、市区町村の取組が重要であることから、市区町村による空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく措置の円滑な実施等を支援する必要がある。

本事業は、多数の市区町村と協働して、市区町村による空き家対策業務の円滑化に資する参考情報及びツール等(以下、「業務促進情報等」という。)を構築するために必要な調査を行うものであり、その成果により空き家対策に取り組む市区町村の業務の効率化を図り、ひいては空き家対策の一層の推進に寄与することを目的とする。

(3) 公募対象事業及び件数

市区町村の空き家対策業務の円滑化に資する業務促進情報等を構築する調査事業 1 件

(4) 事業規模の目安、補助率

25,000 千円程度、定額

(5) 事業期間

令和7年8月下旬～令和8年3月25日

(6) 留意事項

- ① 事業の実施にあたっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分に調整すること。
- ② 事業で実施した調査結果は、国土交通省に報告書として提出することとし、当該報告書を国土交通省が空き家対策の推進等のために活用することに同意すること。

2. 応募者の要件

応募者は、次の要件の全てを満たすこと。

- (1) 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))及び法人その他の団体であって、その代表者又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員に該当する者があるものではないこと。
- (3) 国土交通省住宅局長からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本事業の実施にあたって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- (5) 本事業を適確に実施するに足る技術的な基礎(空家法の執行に関する知見等)を有する者であること。
- (6) 本事業を適確に実施するに足る経理的な基礎を有する者であること。
- (7) 多数の市区町村と協働する体制を有していることを含め、本事業の適確な実施のために適切な組織及び人員を有していること。

3. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の作成に係る事項

提案書は、本事業における具体的な取組方法に関する提案を記載すること。なお、本書において記載された事項以外の内容を含む提案書は、無効とする場合がある。

(2) 提案書の様式

提案書の様式は、様式1及から4(A4判)に示すとおり。

提案書には、詳細な説明資料を添付することを認める。

※文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 提案書の作成に用いる言語等

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 提案書の無効

提出書類が、本書面に示された条件に適合しない場合は、提案書を無効とすることがある。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、書面(審査結果通知書)により通知する。なお、採用にあたっては、一定の条件を付すことがある。

(6) 採択者の選定における留意事項

採択者の選定にあたっては、応募者に提案内容に関するヒアリングを実施することがある。

4. 提案の手続等

(1) 担当部局等

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室（丹羽）

電話 03-5253-8111(内線39357)

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 提案書の提出期限、提出先及び提出方法

① 期限 令和7年8月21日(木)18時00分まで

② 提出先 (1)のとおり。

③ 提出方法

○ 郵 送 の 場 合 : ②の提出先宛てに3部郵送する。(書留郵便に限る。)

○ 電子メールの場合 : ②の提出先宛てに1部送信する。

- 送信後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。

- 申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請)モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。

- 使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効。)

- ・ 「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe acrobat Reader」以前の形式に限る。

- ・ ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

5. 採択者の選定方法

本書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。その際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

6. 不採択に関する事項

(1) 提出した提案書が採択されなかった者に対しては、不採択とされた旨とその理由(不採択理由)を、書面(審査結果通知書)をもって、住宅局長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式自由、ただし規格はA4判)の郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより、住宅局長に対して不採択理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 不採択理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

① 受付場所:3.(2)の提出先と同じ。

② 受付時間:10時00分から18時00分まで。

7. 本説明書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。(電子メールの場合は、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。)

なお、文書には回答を希望する担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

受付期間:令和7年8月7日(木)10時00分より

令和7年8月21日(木)18時00分まで

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、4. (1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、補助事業者としての採択を取り消すことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づく開示請求があった場合には、提案者の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合がある。
- (7) 郵送により提出された提案書は、原則返却しない。なお、採択されなかった場合に返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。